

1. 調査の目的、方法等

(1) 調査の目的

平成 27 年度において、高齢化問題基礎調査として、日本の高齢者と諸外国の高齢者の生活意識を把握するため、第 8 回「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」を実施した。本調査は 5 年ごとに過去 7 回（昭和 55 年度、60 年度、平成 2 年度、7 年度、12 年度、17 年度、22 年度）行ってきており、日本及び外国 4 か国を対象国として、これらの国々における高齢者の役割、諸活動及び意識等を調査し、分析（各国間比較、時系列比較）を行い、今後の高齢社会対策の施策の推進に資することを目的としている。

(2) 調査対象国及び調査対象者

ア 調査対象国

この調査は我が国をはじめとする次の 4 か国を調査対象国とした。

日本
アメリカ
ドイツ
スウェーデン

なお、第 1 回から今回までの調査対象国の推移は次のとおりである。

第 1 回から第 8 回までの調査対象国の推移

	第 1 回 1980 年	第 2 回 1985 年	第 3 回 1990 年	第 4 回 1995 年	第 5 回 2000 年	第 6 回 2005 年	第 7 回 2010 年	第 8 回 2015 年
日 本	○	○	○	○	○	○	○	○
アメリカ	○	○	○	○	○	○	○	○
韓 国	注○		○	○	○	○	○	
ド イ ツ			○	○	○	○	○	○
フランス	○					○		
イギリス	○		○					
タ イ	○	○		○				
イタリア		○						
デンマーク		○						
スウェーデン					○		○	○

注) 韓国の第 1 回は、本調査とほぼ同一の質問票を用いた調査を韓国が独自に行った。

イ 調査対象者

60 歳以上の男女個人（施設入所者は除く。）

(3) 調査事項及び調査の時期

ア 調査事項

- (ア) 調査客体の基本属性に関する事項
- (イ) 家庭生活に関する事項
- (ウ) 健康・福祉に関する事項
- (エ) 経済生活に関する事項
- (オ) 就労に関する事項
- (カ) 住宅・生活環境に関する事項
- (キ) 社会とのかかわり、生きがいに関する事項
- (ク) 不安、関心、満足度に関する事項
- (ケ) 今後の高齢社会対策に関する事項

イ 調査実施時期

- 日本 : 平成 27 年 10 月～11 月
- アメリカ : 平成 27 年 10 月～12 月
- ドイツ : 平成 27 年 10 月～11 月
- スウェーデン : 平成 27 年 9 月～11 月

(4) 調査の方法と回収数

各国とも 1,000 サンプル回収を原則とし、調査員による個別面接聴取調査を行った。

各国における標本抽出方法、回収数、調査票での使用言語は次のとおりである。

	標本抽出法	回収数	使用言語
日本	層化二段無作為抽出法（詳細は次ページ（5）ア参照）	1,105	日本語
アメリカ	9 地域と 9 区分の都市規模で層化し、100 地点を抽出。母集団の性、年代の割合に応じ割当て数を設定。（詳細は（5）イ参照）	1,003	英語
ドイツ	16 地域と 7 区分の都市規模で層化し、262 地点を抽出。母集団の性、年代の割合に応じ割当て数を設定。（詳細は（5）ウ参照）	1,008	ドイツ語
スウェーデン	8 地域と 3 区分の都市規模で層化し、275 地点を抽出。母集団の性、年代の割合に応じ割当て数を設定。（詳細は（5）エ参照）	1,000	スウェーデン語

(5) サンプルング方法

ア 日本

① 層化

平成 27 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口に基づいて、地域と都市規模とする。

〔地域区分〕

全国の都道府県を単位として、次の 10 区分に分類。

北海道（1 道）	北海道
東北（6 県）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東（1 都 6 県）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北陸（4 県）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東山（3 県）	山梨県、長野県、岐阜県
東海（3 県）	静岡県、愛知県、三重県
近畿（2 府 4 県）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国（5 県）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国（4 県）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州（8 県）	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

〔都市規模区分〕

i) 東京都 23 区・政令指定都市
ii) 人口 10 万人以上の市
iii) 人口 10 万人未満の市
iv) 郡部（町村）

※都市規模における市町村の別は、平成 27 年 10 月 1 日現在市制施行によるものとする。

② 抽出

各層（地域 10 区分×都市規模 4 区分）について、それぞれの層における母集団（平成 27 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口の 60 歳以上人口に基づく）の大きさにより 100 地点を比例配分し、1 地点につき 18 サンプルずつとすることにより、設定標本数 1,800 を配分する。

抽出された地点（大字・町丁目）ごとに、満 60 歳以上の男女個人を、対象年齢に該当する人だけを数えて、一定の抽出間隔で 18 サンプルを抽出する。

イ アメリカ

① 層化

2010年U.S.センサスに基づいて、地域と都市規模とする。

〔地域区分〕

地理地域を単位として、次の9区分に分類。

New England	メイン州、ニューハンプシャー州、バーモント州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州、コネチカット州
Middle Atlantic	ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州
East North Central	ミシガン州、ウィスコンシン州、オハイオ州、インディアナ州、イリノイ州
West North Central	ミネソタ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、アイオワ州、ネブラスカ州、ミズーリ州、カンザス州
South Atlantic	デラウェア州、メリーランド州、ワシントン特別区、ウエストバージニア州、バージニア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、フロリダ州
East South Central	ケンタッキー州、テネシー州、アラバマ州、ミシシッピ州
West South Central	アーカンソー州、オクラホマ州、ルイジアナ州、テキサス州
Mountain	モンタナ州、ワイオミング州、アイダホ州、コロラド州、ユタ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、アリゾナ州
Pacific	ワシントン州、オレゴン州、カリフォルニア州、アラスカ州、ハワイ州

〔都市規模区分〕

i) 大都市 50 万以上
ii) 大都市 10 万人以上 50 万人未満
iii) 大都市 10 万人未満
iv) 中小都市 5 万人以上 10 万人未満
v) 中小都市 2 万 5 千人以上 5 万人未満
vi) 中小都市 1 万人以上 2 万 5 千人未満
vii) 中小都市 1 万人未満
viii) 町村
ix) その他

② 抽出

各層（地域9区分×都市規模9区分）について、それぞれの層における母集団（2010年U.S.センサス）の大きさにより100地点を比例配分し、母集団の性、年代の割合に応じ割当て数を設定する。

ウ ドイツ

① 層化

2015 センサスに基づいて、地域と都市規模とする。

〔地域区分〕

連邦州を単位として、次の 16 区分に分類。

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州
ハンブルク州
ニーダーザクセン州
ブレーメン州
ノルトライン＝ヴェストファーレン州
ヘッセン州
ラインラント＝プファルツ州
バーデン・ヴュルテンベルク州
バイエルン州
ザールランド州
ベルリン州
ブランデンブルク州
メクレンブルク・フォアポメルン州
ザクセン州
ザクセン・アンハルト州
テューリンゲン州

〔都市規模区分〕

i) 2 千人未満
ii) 2 千人以上 5 千人未満
iii) 5 千人以上 2 万人未満
iv) 2 万人以上 5 万人未満
v) 5 万人以上 10 万人未満
vi) 10 万人以上 50 万人未満
vii) 50 万人以上

② 抽出

各層（地域 16 区分×都市規模 7 区分）について、それぞれの層における母集団（2015 年センサス）の大きさにより 262 地点を比例配分し、母集団の性、年代の割合に応じ割当て数を設定。

エ スウェーデン

① 層化

SCB 2013（人口センサス 2013）に基づいて、地域と都市規模とする。

〔地域区分〕

NUTS2 地域（第二種地域統計分類単位）を単位として、次の 8 区分に分類。

Stockholm	ストックホルム（都市、市）
East Middle Sweden	スウェーデン東中部（市、農村）
South Sweden	スウェーデン南部（都市、市）
North Middle Sweden	スウェーデン北中部（市、農村）
Middle Norrland	ノールランド中部（市、農村）
Upper Norrland	ノールランド北部（市、農村）
Småland and the islands	スモーランド及び諸島（市、農村）
West Sweden	スウェーデン西部（都市、市）

〔都市規模区分〕

i) 大都市（ストックホルム、ヨーテボリ、マルメ）
ii) 中小都市
iii) 町村

② 抽出

各層（地域 8 区分×都市規模 3 区分）について、それぞれの層における母集団（SCB2013（人口センサス 2013））の大きさにより 275 地点を比例配分し、母集団の性、年代の割合に応じ割当て数を設定。

（6）調査実施機関

この調査の実査、集計は、株式会社日本リサーチセンターに委託して実施した。
各国別の調査実施機関は次のとおりである。

日 本	株式会社 日本リサーチセンター
アメリカ	NSON Opinion Strategy
ドイツ	TNS EMNID
スウェーデン	TNS SIFO

(7) 企画分析委員

本調査は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）の委託により株式会社日本リサーチセンターが学識経験者の協力を得て実施した。企画分析委員は以下のとおりとなっている。

委員長	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
	荒井 秀典	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター副院長
	池田 心豪	独立行政法人労働政策研究・研修機構 企業と雇用部門副主任研究員
	大上 真一	一般財団法人長寿社会開発センター国際長寿センター上席 調査役
	香山 リカ	立教大学現代心理学部映像身体学科教授
	斉藤 弥生	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団研究部主任研究員
	関 ふ佐子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	塚田 典子	日本大学商学部教授
	芳賀 和恵	ドイツ日本研究所経営・経済領域専任研究員
	藤崎 宏子	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授
	藤森 克彦	みずほ情報総研株式会社社会保障・藤森クラスター主席研究員

（委員長を除き 50 音順、敬称略）

(8) 本報告書を読む際の留意点

- 1 本報告書の「2. 調査結果の概要」は、日本の調査結果を中心として、各国比較及び、経年比較について記述したものである。また、「3. 調査結果の詳細」は、日本の調査結果を中心として、性別及び年代別について記述したものである。
- 2 本文及び図表において調査票の質問文や選択肢を引用する場合、これらを簡略化して表記することがある。また、前回（第7回）の質問の一部に変更を加えているもの等については、「2. 調査結果の概要」内において注釈をつけている。
- 3 各国の調査は、日本語の調査票を英語に翻訳し、英語圏以外の国では英語調査票から各国語に翻訳しているが、時系列の設定については出来るだけ前回と同じ表現を使用し、この5年間で表現として合わない部分があった場合には、適切な表現に更新している。
- 4 回答率（各回答の百分比）は、小数点以下第2位を四捨五入したため、回答率の合計が100.0%にならないことがある。また、同様に、個別の選択肢を合計して小計を出している場合も、各選択肢の回答率の合計が小計と一致しないことがある。
- 5 本文中の回答率の差を示すポイントについては、小数点以下第1位を四捨五入し、整数値で表している。
- 6 本文、図表、単純集計結果表で用いた記号等の意味は、次のとおりである。
n：その質問に対する回答者数であり、回答率の合計100%が何人に相当するかを示す比率算出の基数である。
0.0：回答者はいるが、その比率が表章単位に満たない値である。
－：回答者がいないことを示す。